

平成29年第3回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成29年3月8日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成28年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 議案第 5号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例及び羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 羽幌町へき地保健福祉館条例を廃止する条例
- 第11 議案第12号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第14 議案第15号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第18号 羽幌町し尿等の処理に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第19号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第20号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第21号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第22号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）
- 第22 議案第23号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第24号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第24 議案第25号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 第25 議案第26号 平成29年度羽幌町一般会計予算
 第26 議案第27号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
 第27 議案第28号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
 第28 議案第29号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
 第29 議案第30号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計予算
 第30 議案第31号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
 第31 議案第32号 平成29年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
 第32 議案第33号 平成29年度羽幌町水道事業会計予算
 第33 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	8番 磯野直君
9番 逢坂照雄君	10番 寺沢孝毅君
11番 森淳君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	江良貢君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	森弘子君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	湊正子君
総務課長	飯作昌巳君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
地域振興課長	酒井峰高君
地域振興課主幹	木村和美君
地域振興課	富樫潤君
政策推進係長	
財務課長	三浦義之君
財務課財政係長	葛西健二君

財務課税務係長	山 川 恵 生 君
町 民 課 長	室 谷 眞 二 君
町民課住宅係長	近 藤 優 樹 君
町 民 課	熊 谷 裕 治 君
町民生活係長	
町 民 課	山 田 太 志 君
環境衛生係長	
福 祉 課 長	熊 木 良 美 君
福 祉 課	竹 内 雅 彦 君
社会福祉係長	
福祉課子ども係長	宇 野 延 仁 君
福 祉 課	室 谷 みどり 君
国保医療年金係長	
健康支援課長	更 科 滋 子 君
健 康 支 援 課	
地域包括支援	奥 山 洋 美 君
センター室長	
健 康 支 援 課	金 丸 貴 典 君
介護保険係長	
健 康 支 援 課	村 上 達 君
保 健 係 長	
建 設 課 長	三 上 敏 文 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建 設 課 主 幹	上 田 章 裕 君
建設課管理係長	更 科 信 輔 君
上下水道課長	宮 崎 寧 大 君
上 下 水 道 課	吉 田 吉 信 君
主 任 技 師	
上 下 水 道 課	逢 坂 信 吾 君
管 理 係 長	
上 下 水 道 課	小笠原 聡 君
業 務 係 主 査	
農林水産課長	鈴 木 繁 君
農林水産課主幹	高 橋 伸 君

農 林 水 産 課	佐々木 慎 也 君
農 政 係 長	大 平 良 治 君
商工観光課長	木 村 康 治 君
商 工 観 光 課	
観光振興係長	大 西 将 樹 君
商 工 観 光 課	
商工労働係長	敦 賀 哲 也 君
天 売 支 所 長	棟 方 富 輝 君
焼 尻 支 所 長	
学校管理課長	
兼 学 校 給 食	春日井 征 輝 君
センター所長	
学 校 管 理 課	杉 野 浩 君
総 務 係 長	
学 校 管 理 課	藤 井 延 佳 君
学校教育係長	
社会教育課長	渡 辺 博 樹 君
兼 公 民 館 長	
社 会 教 育 課	高 橋 司 君
社会教育係長	
農 業 委 員 会	今 村 裕 之 君
事 務 局 長	
選挙管理委員会	飯 作 昌 巳 君
事 務 局 長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 顕 君
総 務 係 長	清 水 聡 志 君
書 記	土清水 彬 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君 4番 船本秀雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第1号 平成28年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成28年度定期監査報告（第3次）について、内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

次の1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、平成29年1月23日から1月26日までの4日間にわたりまして、農業委員会、農林水産課、建設課、商工観光課、上下水道課の5機関を対象に船本監査委員とともに実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類・帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。

最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取り扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計79件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は140人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略させていただきます。

3ページをお開き願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は32件で、補助金額は1億1,721万6,216円であります。前年度と比較して、特に水産業で特産物魅力発信事業、冷凍施設整備事業補助金の約358万円が減となりましたことから、全体では約519万円減少しております。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕、次のページをお開き願います。②、業務委託につきましては記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。③、工事請負としましては、町有林整備事業により平地区の間伐、面積14.8ヘクタールの施工を行っております。

次に、(3)、漁村環境改善総合センター利用状況は、ごらんのとおりとなっております。

5ページをお開き願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。管理頭数は合計547頭であります。前年同期と比較し41頭の減となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計94件、融資残額は4億3,346万4,500円で、利用率は61.92%となっております。

(2)、契約状況につきましてはごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

7ページをお開き願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入2,472万1,353円、支出2,274万9,665円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は197万1,688円となっております。

(4)の焼尻発電所運転保守業務受託事業の契約金額は4,465万円で、収入済額の合計は3,676万4,021円あります。なお、営業・配電事業及び諸費用は実績精算額であります。

8ページをお開き願います。(5)、商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は58件で、内訳は労働関係2件、商工関係35件、観光関係21件で補助金額の合計は9,567万6,602円で、うち交付済額は8,296万7,384円となっております。

(6)、観光施設等入り込み状況では、昨年度と比較し3,443人減の16万1,

953人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況及び次のページ、(8)の勤労青少年ホーム利用状況は記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。建設課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負について、土木につきましては前年度より7,463万8,800円増加し、1億1,787万1,200円となっております。これは、主として長久橋補修工事8,283万6,000円の増によるものであります。また、建築におきましても前年度より7億3,397万3,720円増加し、11億4,806万8,760円となっておりますが、これは主として羽幌小学校改築工事の平成28年度分が前年度分より5億6,475万5,000円増加したことによるものであります。

次の11ページをお開き願います。(2)、補助金交付状況、(3)の道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(4)、建築確認申請状況であります。12月末現在の新築及び増築合わせた件数は16件で、表の右下、増減欄では前年度より新築で5件の減、増築で2件の増、合計では3件の減となっております。

12ページをお開き願います。(5)、町道舗装整備状況では、実延長は前年度と変わりませんが、舗装延長が市街地区で117メートルの増となっております。これは、幸町南6丁目連絡線の道路改良により舗装延長が伸びたものであります。舗装率は全体で0.1%増の53.0%となっております。

(6)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度からの変更はありません。

13ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道事業、(1)の契約状況、次の14ページ、2の下水道事業、(1)、契約状況につきましては、ごらんをいただくことにより説明は省略をさせていただきます。

15ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の次に平成14年度から28年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較しますと21戸減少し56戸で、累計では1,882戸となっております。②、資金あっせん状況では、28年度12月末現在、貸し付けは3件の79万7,000円で、累計では32件、貸付金額は2,229万円となっております。今年度の貸し付けはありませんでした。次の16ページをお開き願います。③、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅等の合計件数は13件で、補助金交付額は260万円となっております。

次に、3、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で平成28年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 平成28年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第5号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第5号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第5号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴いまして、本条例に引用する文言等に変更が生じることから、改正しようとするものでございます。

改正内容の説明をいたしますので、別紙でお配りをしております議案第5号の新旧対照表をごらんください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示してございます。

1 ページ目、第2条第6号ですが、用語の定義において、番号法による準用規定が追加されたことによる改正でございます。

次に、第24条ですが、番号法の条番号変更に伴います引用条項の繰り下げでございます。

次に、2 ページ目、第29条ですが、番号法の改正により、行政機関保護法の規定の一部が読みかえられるとともに、準用規定を加えるものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読につきましては、ただいま

の説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、平成29年5月30日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第6号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例及び羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例及び羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、国が推進する育児、介護と仕事との両立支援によります地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、町条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容の説明をいたしますので、別紙でお配りをしております説明資料、新旧対照表をごらんください。

1枚をめくっていただいた1ページ目、羽幌町職員の育児休業等に関する条例の第2条第3号は、非常勤職員の育児休業取得の要件でございまして、現在、子の1歳到達日に引き続き在職が見込まれている非常勤職員とする規定を、1歳6カ月に拡大し、引き続き在職することが明確でなくても可能とする旨を改正し、あわせて文言の修正を行ってございます。

次に、2ページ目、新たに第2条の2を加え、養子縁組の有無にかかわらず要保護児童を預かって養育する里親、いわゆる養育里親も育児休業の対象とする旨を規定し、現行条例の第2条の2を第2条の3に繰り下げ、3ページ目になりますけれども、第3号の文言を修正するとともに、4ページの第2条の3を第2条の4に繰り下げのものとさせていただきます。

次に、第3条ですが、既に育児休業を取得した子について再度取得することができる特別な事情を規定してございますが、事由別に規定し直すとともに、里親に関する事項を新たに加え、以下号番号の繰り下げと文言の修正を行っております。

次に、5ページ目、第10条でございますが、育児短時間勤務について、最初の取得から1年が経過しなくても再度取得することができる特別な事情を規定してございますが、先ほどの第3条と同様、事由別に規定し直すとともに、里親に関する事項を新たに加え、以下号番号の繰り下げを行っております。

次に、6ページ目、第20条ですが、部分休業を取得する際の労働基準法に基づく育児時間との調整について規定をしておりますが、あわせて新たに設けられた介護時間との調整についても規定するものでございます。

次に、7ページ目、羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第11条ですが、介護時間が新設されたことによる改正でございます。

次に、第15条ですが、介護休暇の分割取得が可能となるよう改正するもので、3回を超えず、かつ通算して6カ月を超えない範囲で取得できるよう規定し、第2項で文言の整理を行っております。

次に、8ページ目、第15条の2として新たに1条を加えておりますが、これは先ほども触れました介護時間の規定を加えるものでありまして、連続する3年以内において1日につき2時間以下で介護時間を取得できるものでございます。

次に、第17条、休暇取得の際の承認の規定ですが、列記される休暇の種類の中に介護時間を加えるものでございます。

以上が説明の内容でございます。議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項は、平成29年4月1日から施行する旨を規定し、第2項は、改正前の条例において介護休暇の承認を受けた職員は、本条例の施行日後においては介護休暇の残りの期間を分割して取得できる場合がある旨を規定した経過措置を記載しております。

以上が改正内容の説明でございます。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例及び羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町監査委員、識見を有する者として選任された監査委員につきまして、監査業務の複雑化や高い専門性を要することを考慮し、月額報酬を増額するため、改定しようとするものでございます。監査委員は、常に法令及び条例規則に従い、みずからの判断と責任において誠実かつ厳正にその職務を遂行すべき義務を有しており、近年の複雑多岐化する行政事務の中にあつて住民の負託に応える重責がますます増加する傾向にございます。このような中、監査所要日数を初め、議会等への出席、さらには事務処理等に必要な登庁日数を含めた監査委員活動日数では、全道平均を大きく上回り、全道第1位となっているものであり、本町の健全な行政運営に寄与されてございます。こうした担う重責と果たす職務の大きさに鑑み、現行13万円の月額報酬額を16万5,000円に改定するものでございます。

それでは、改正文を朗読いたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年羽幌町条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「13万円」を「16万5,000円」に改める。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第7号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第8号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました議案第8号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、別途配付しております資料、羽幌町税条例等の一部を改正する条例(要旨)に基づき説明いたしますので、ご用意願います。

この改正は、消費税率10%への引き上げが平成31年10月1日まで延期されたことに伴い、関連する町民税と軽自動車税を改正しようとするものでございます。

まず、町民税で1点目は、個人町民税の住宅ローン控除制度の適用期限延長で、平成31年6月30日までの適用期限を平成33年12月31日まで延長する改正でございます。

2点目は、法人町民税の法人税割額の税率改正時期の変更で、制限税率12.1%を8.4%に改正する時期を平成29年4月1日施行から平成31年10月1日施行に変更する改正でございます。

次に、軽自動車税の改正でございますが、1点目は、環境性能割の創設時期の変更で、自動車による環境負荷の低減を図るため、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を創設する時期の変更で、平成29年4月1日施行から平成31年10月1日施行に変更する改正でございます。税率は、燃費基準に応じて非課税、1%、2%と設定されており、税率は軽自動車の車両取得の価額割合でございます。

2点目は、グリーン化特例の延長で、3輪以上の軽自動車で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規に取得した一定の環境性能を有する場合、軽自動車の税率を軽減する制度を平成31年3月31日まで延長する改正でございます。なお、グリーン化特例とは、燃費基準に応じて軽自動車税を75%、50%、25%軽減する制度ですが、平成29年4月1日以降については50%及び25%軽減の燃費基準が厳しくなっております。

以上で改正内容の説明を終わりますが、この説明をもって条文の朗読は省略をさせていただきます。また、適用条項の改正や条項の整備等についても省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で議案第8号の説明を終わりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第8号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第9号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明させ

ていただきます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町立羽幌保育園を閉園することに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

議案の下段部分をごらんください。羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町スクールバス設置条例（平成2年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別に配付しております新旧対照表により内容を説明させていただきますので、表のほうをごらんいただきたいと思います。表の左側が現行、右側が改正後の案となっており、下線部分の記載が今回の改正箇所となっております。

現行、第2条中、羽幌保育園、羽幌町内私立幼稚園及び羽幌町立小・中学校を、改正後、羽幌町内の認定こども園及び幼稚園並びに小・中学校に改正するものであります。

以上の説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第10号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第10号 羽幌町集会所条例

の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、平成29年3月31日をもって上羽幌集会所を廃止するとともに、羽幌町へき地保健福祉館条例（昭和41年羽幌町条例第4号）で設置されている羽幌町天売へき地保健福祉館を集会所として利用するため、改正しようとするものであります。

それでは、条文の朗読をいたします。

羽幌町集会所条例の一部を改正する条例。

羽幌町集会所条例（昭和41年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、上羽幌集会所の項を次のように改める。天売へき地保健福祉館、羽幌町大字天売字弁天53番地。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第10号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 質問をいたします。

廃止される上羽幌集会所ということはわかるのですけれども、天売へき地保健福祉館を集会所条例の中に移行するというような中身かというふうに考えられるのですけれども、これを移行することによって、どのような利点とか効果を狙っているのかということをお聞きしたいと思います。というのは、特別移行しなくても、そのままへき地保健福祉館として活用するという方法も当然あるかと思うのですが、なぜわざわざ今回移行するのか、その辺の意味がわからないものですから、そこをお聞きいたします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 現在あります天売へき地保健福祉館、これにつきましては、次の議案のほうで説明がされると思うのですが、その目的を今、福祉館としての機能を果たしていないということで、一般的に島民の方が自由にいろんな形で利用できる形ということで、そのまま建物は残して活用してほしいという思いから、集会所という形に位置づけをして残したいということから、今回提案させていただいております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長(森 淳君) 日程第10、議案第11号 羽幌町へき地保健福祉館条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) ただいま上程されました議案第11号 羽幌町へき地保健福祉館条例を廃止する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

へき地保健福祉館は、地域住民の保健福祉を目的とした集会及び保育施設として、焼尻地区は昭和40年に、天売地区は昭和52年にそれぞれ設置したものでありますが、時代の変遷による利用実態の変化や現在の利用状況を踏まえ、焼尻地区の施設は廃止し、天売地区の施設は用途変更することから、本条例を廃止しようとするものであります。なお、焼尻地区の施設は普通財産として、天売地区の施設は集会所として活用予定であります。

条文を朗読いたします。

羽幌町へき地保健福祉館条例を廃止する条例。

羽幌町へき地保健福祉館条例(昭和41年羽幌町条例第4号)は、廃止する。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第11号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町へき地保健福祉館条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第12号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由であります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況に対処するため、当面の間の措置として保育士配置要件の弾力化を図るため、附則に特例措置を追加しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別紙にて配付しております資料にて内容を説明させていただきます。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらん願います。この表は、左側に現行を、右側に追加条項に下線を引いて表示しております。ごらんいただきたいと思っております。

最初に、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例としての規定表記であります。小規模保育事業所A型は、利用定員が6人から19人以下の小さな事業所であり、保育所型事業所内保育所は、企業等の事業所が設置した保育事業を対象とした特例の措置であります。なお、今のところ当町において該当施設はない状況となっております。

各条文について要約して申し上げさせていただきます。

最初に、第6条は、保育園児の年齢別である保育士配置基準に対する緩和及び保育士に係る配置基準の緩和に関する規定であり、子育て支援研修修了者等の従事が可能となるものであります。

第7条は、保育士算定における幼稚園教諭及び小学校教諭等の保育士代替のみなし活用に関する規定であります。これにより、保育園教諭及び小学校教諭等の資格保有者を、保育士としての算定が可能となるものであります。

第8条は、1日につき8時間を超えて開所する施設の加配人員において、子育て支援研修修了者等の活用が可能となる弾力化についての規定であります。

第9条は、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用範囲を必要保育士数の3分の1以内とする基準であります。要件により3分の1の枠を超えての従事を認める緩和に関する規定となっております。

ただいまの説明をもちまして各条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第14号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第13号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第14号 羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第13号と議案第14号は、関連がありますので、一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項を定めるとともに、平成29年3月31日をもって羽幌町いきいきデイサービスセンターを羽幌町デイサービスセンターに統合するため、改正しようとするものであります。

この経過につきましてご説明をさせていただきます。現在羽幌町デイサービスセンタ

一は、羽幌町社会福祉協議会を指定管理者とし、通所介護、デイサービスの事業を実施し、活用しております。また、羽幌町いきいきデイサービスセンターは、介護予防の事業を社会福祉協議会に委託する形で実施をしております。平成29年度から当町も地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、介護予防・日常生活支援サービス事業を実施していこうとする中で、通所型サービスは現行相当のサービスを提供することとしておりますことから、介護給付で行っている通所介護と一体的に実施することが利用者と実施事業者にとって不安や負担が少ない方法であると考え、施設自体を一つの施設とすることといたしました。平成13年に建設されましたいきいきデイサービスセンターは、デイサービスセンターと短い渡り廊下のような形でつなげて建設されており、一体的な活用とした場合にも施設管理や利用者、事業者に支障がなく、より円滑な活用につながるものと考え、用途転用の手続を行っております。

羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成27年羽幌町条例第24号）の一部を次のように改正する。

配付しております羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

第1条では、要介護老人等を要介護高齢者等に字句を改め、第3条では、施設の利用定員をおおむね40人に改めております。

第7条では、それぞれの法令に規定する文言や条項を加え、また引用条文及び文言を修正しており、第8条、第9条では、規定する引用条項等を改めております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の際、現に法第19条第2項に規定する要支援認定を受けていた被保険者等の取り扱いについては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定に準ずる。

以上で議案第13号を終わりました。次に議案第14号 羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、前段で説明させていただきましたとおり、平成29年度から事業の実施に当たり施設の一体的な活用が適当であるとのことから、平成29年3月31日をもって羽幌町いきいきデイサービスセンターを羽幌町デイサービスセンターに統合するため、廃止しようとするものであります。

羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例（平成17年羽幌町条例第34号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第13号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 最初のほうの議案の中で、第1条、文言の改定で要介護老人の「老人」を「高齢者」に置きかえています。老人と高齢者、どう違うのかと言われても正確には大して違わないような気もしますが、今回この文言を変えた理由というのか、いきさつ等ありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをいたします。

おっしゃるように、中身としては変わらないのですけれども、今、条例等ですとか法律の中では老人という言葉ではなくて高齢者という言葉に統一というか、使っていますので、その文言に合わせて改正をしているということです。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういうことであればと思いますが、でもまだまだ国のほうでも老人福祉法の老人を使っていたり、特別養護高齢者ホームとは言っていませんし、これからそういった方向でどんどん変わる流れになるのか、その辺の見通しとかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 言葉が足りなかったかと思うのですけれども、引用する法令のもとになっているところで使っている文言が高齢者ということになっているので、ほかのところでも老人福祉法とか老人のものについてももちろんありますので、そちらは法律にのっとった形での文言を使っていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 羽幌町いきいきデイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長(森 淳君) 日程第14、議案第15号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長(更科滋子君) ただいま上程されました議案第15号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法の一部改正に伴い、被保険者支援のために必要な保健福祉事業及び地域支援事業を行うため、改正しようとするものであります。

内容でございますが、4月から実施いたします地域支援事業を条例で規定すること、平成30年4月1日からの実施としておりました在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業について、平成29年4月1日から準備し、開始するため、時期を改めるものであります。

羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護保険条例(平成12年羽幌町条例第16号)の一部を次のように改正する。

配付しております羽幌町介護保険条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

1ページですが、第2条では、引用条項及び事業の名称を改め、新たに第2条の2で

地域支援事業を実施する旨の規定を加えております。

1 ページ下段から2 ページ中段までの第3 条では、第2 条の2 を加えたことによる引用条項及び名称を整理しております。

2 ページ中段からの第4 条では、生活保護法の改正に伴い、介護サービス利用に係る介護扶助の規定が改定されたため、引用条項を整理しております。

下段から5 ページまでの第5 条では、第2 条第2 項で規定している事業の引用条文を改め、居宅支援サービスを介護予防サービスに、居宅介護支援を介護予防支援になど、条文中で規定されている文言に改めております。

5 ページ中段からの附則、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26 年法律第83 号）附則第14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置、第7 条で規定をしております事業の開始時期につきましては、事業実施の準備ができましたことから、平成30 年4 月1 日を平成29 年4 月1 日に改めております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成29 年4 月1 日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第15 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15 号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第16 号

○議長（森 淳君） 日程第15、議案第16 号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第16 号 羽幌町指定地

域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されましたことから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

内容でございますが、介護保険法の改正に伴い国の基準見直しが行われ、従来訪問看護と小規模多機能型居宅介護を複合型サービスとしておりましたが、看護小規模多機能型居宅介護と名称が変更になり、あわせて登録定員及び通所定員の上限などについても見直しが行われましたことから、国の基準に準じ、改定しようとするものであります。

羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条文の説明をさせていただきます。配付しております羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（概要）をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。なお、単純な名称の変更に関する部分につきましては、変更例を記載し、条文につきましては省略しておりますので、ご了承願います。

1 ページ上段で目次以下の名称の変更例を記載しております。条例本文中において、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改め、改正箇所を明確にするため、改正文では前後に「指定」や「事業所」、「事業者」、「従業者」、「の提供」、「計画」などの文言を加えておりますが、この趣旨といたしましては、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更するものでございます。看護小規模多機能型居宅介護のほか、そのもととなる小規模多機能型居宅介護について、あわせて運営基準を改定するものであります。

対照表の1 ページ中段から5 ページ上段までは小規模多機能型居宅介護の運営基準となりますが、1 ページ中段から3 ページ上段までの第84条につきましては、従来小規模多機能型居宅介護に施設が併設されている際に、それぞれの人員基準を満たした場合は施設等の職務にも従事できる規定でありましたが、対象施設等を広げた上で従事する職員を介護職員と看護師等へ区分する改定を行うものであります。

3 ページ中段からの第85条、管理者につきましては、第84条での改定のほか、地域支援事業実施に伴う介護予防・日常生活支援総合事業についても従事することができる旨の規定を加えております。

4 ページの第87条ですが、登録定員を25人から29人に改め、あわせて登録定員に応じた利用定員についても改定するものであります。

5 ページの第 9 3 条、提供する介護の質の評価につきましては、外部評価機関の評価を受けることとされていたものを、運営推進会議に報告し、公表するよう取り扱いを変更するものであります。

中段からの第 1 9 6 条は看護小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員についてであり、内容につきましては第 8 7 条で説明いたしました内容と同様の改定となっております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第 1 6 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第 1 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 6 号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 0 1 分

再開 午前 1 1 時 1 0 分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 1 7 号

○議長（森 淳君） 日程第 1 6、議案第 1 7 号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第 1 7 号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、当該条例上の引用条項に誤りがあることから、規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。またあわせて、字句の修正を行うものであります。

それでは、条文の朗読をいたしますが、別にお配りいたしました新旧対照表も一緒にごらんいただきたいというふうに存じます。新旧対照表の左には現行を、右には改正文を、また改正箇所には下線を引いております。

それでは、条文の朗読をいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第7条第1項、第4項」を「第7条第1項又は第6項」に、「一般廃棄物処分業」を「又は一般廃棄物処分業」に、「法第7条第2項、第5項」を「同条第2項又は第7項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第17号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（森 淳君） 日程第17、議案第18号 羽幌町し尿等の処理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第18号 羽幌町し尿等の処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてご説

明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、浄化槽汚泥収集運搬業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年羽幌町条例第13号）に規定する一般廃棄物処理業の許可と重複していることから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをごらん願います。それでは、条文の朗読をいたしますが、別にお配りいたしました新旧対照表も一緒にごらん願いたいというふうに存じます。左に現行文を、右に改正文になっております。また、改正文については下線を引いております。

それでは、条文の朗読をいたします。

羽幌町し尿等の処理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町し尿等の処理に関する条例（平成27年羽幌町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第10条第1項中「前2条」を「前条」に改め、同条を第9条とする。

第11条各号列記以外の部分中「及び第9条」を削り、同条第1項中「第8条及び第9条に規定する」を削り、同条第2号中「前条第2項に規定する」を削り、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条中「又は第9条」を削り、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。
附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第18号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 羽幌町し尿等の処理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（森 淳君） 日程第18、議案第19号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第19号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由であります、中小企業者等に対する支援を拡充することにより、地域経済の活性化を図るとともに、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

主な改正点といたしましては、中小企業者等が行う開発事業に関する補助制度の拡充となっております。

次のページをお開き願います。

羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

羽幌町企業振興促進条例（平成26年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表は、左に現行条例を、右に改正案を記載しており、改正箇所には下線を引いて表示しております。

初めに、第2条第7号につきましては、中小企業者等の取り扱いに特定非営利法人並びに一般社団法人及び一般財団法人を加え、これに伴い表記順について改正をしております。

次に、第9条につきましては、補助内容等の一部変更となっております。まず、見出し及び第1項第1号につきましては、補助対象事業に新サービスの開発を加えるものであります。続いて、対照表の裏面になります第2項につきましては、本制度の活用を促すため、補助対象事業費の下限を50万円から30万円に緩和するものであります。

以上が本改正条例の内容でありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第19号について質疑を行います。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 拡充されるということは非常にいいことだと思うのですが、その中で新製品の開発及び新サービスの開発を新しくつけ加えるということで、新サービスというのはどういった業種の方に該当するのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、思い当たる部分というか、なるであろうという部分でいくと、観光事業者の方が主になろうかと思えます。地域の資源を活用していただいて、交流人口がふえるような新たなサービス、集客につながるような旅行商品ですとか、あと体験観光ですとか、そういうものの開発のほうが該当になると思われま。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（森 淳君） 日程第19、議案第20号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第20号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

提案理由であります。助成対象事業者を拡充することにより、町内の雇用促進を図るとともに、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

改正点といたしましては、規定の明確化と助成対象事業者の拡充となっております。

羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例。

羽幌町雇用促進助成条例（平成25年羽幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表は、左に現行条例を、右に改正案を記載しており、改正箇所には下

線を引いて表示しております。

初めに、第2条第1号につきましては、常用労働者の所定労働時間について明確化をするものであります。

次に、第3条につきましては、助成対象事業者の拡充となっております。まず、第1項第1号につきましては、助成対象外でありました農水畜産業を削除いたしますことから、それぞれ1つずつ繰り上げをするものであります。続いて、同項第5号につきましては、新旧対照表の裏面をごらん願います。助成対象事業者として農水畜産業のうち法人事業者を加えることにより、エをオとして繰り下げるものであります。

以上が本改正条例の内容でありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第20号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（森 淳君） 日程第20、議案第21号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第21号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

説明の前に、議案の記載に誤りがありますので、訂正いたします。次のページの条例の改正文で、羽幌町道路占用料徴収条例と法令番号の間の部分、「の一部を改正する条例」とありますが、誤りですので、削除していただきますようお願いいたします。

羽幌町道路占用料徴収条例（昭和29年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月7日提出、羽幌町長。

改正の理由でございますが、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、羽幌町が管理する道路の占用料を改正するものです。道路占用料の額につきましては、現行国が定めた道路占用料単価を使用しており、今般国が平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改定を行うことから、あわせて改正するものです。

変更の内容でございますが、別紙でお配りしております条例の新旧対照表をごらんください。表の左側が現行の条例で、右側が改正案でございます。下線を引いているところが変更する箇所でありまして、固定資産税の評価替えに伴い、単価が1円から90円それぞれ下がっております。Aに乗じて得た額については、乗じる率が0.001から0.006それぞれふえております。また、この改正にあわせて、5ページの令第7条第8号に掲げる施設として、地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるものが、階数1、2、3、以上の3項目新たに加えられております。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第21号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第25号

○議長（森 淳君） 日程第21、議案第22号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）、日程第22、議案第23号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第24号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第24、議案第25号 平成28年度羽幌町

下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億893万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,090万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了など執行による減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金1億10万5,000円の補正は、執行残による余剰金及び利息を積み立てるものでございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において扶助費1,213万7,000円の補正は、障害者自立支援事業の補正でございますが、サービス別にご説明いたします。まず、障害福祉サービス扶助費1,700万円の増額は、訪問介護や施設入所等によるサービス利用者の増加によるものでございます。自立支援医療費の更生医療730万円の減額は、障害者の人工透析患者の減少によるものでございます。療養介護医療費35万円の増額は、病院等での長期入院患者や重症心身障害者の医療費増加によるものでございます。障害者通所給付費208万7,000円の増額は、発達支援センター、放課後デイサービスの利用者増加によるものでございます。財源につきましては、国が2分の1、道及び町が4分の1の負担となっております。

同じく社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金1,009万2,000円の補正は、低所得者対策として実施している保険基盤安定事業の保険料軽減分の繰出金増加に伴うものが主なものでございます。

次に、12款公債費において元金償還金1,200万円の補正は、医師研究資金等貸付金の返還が生じたことから、繰上償還を行うものでございます。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。9款地方交付税において普通地方交付税5,042万6,000円の補正は、普通地方交付税の交付額決定による増額でございます。

17款繰入金において財政調整基金繰入金6,112万5,000円の減額は、収支見込みから減額するものでございます。

19款諸収入において医師研究資金等貸付金収入1,300万円の補正は、貸し付けしている医師の退職に伴う返還金でございます。

このほか、歳入として国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、それぞれの事業の確定による減額及び増額などがございます。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し

上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,476万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,552万円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において一般職給6万5,000円と時間外勤務手当33万5,000円の増額は、職員人件費不足分でございます。

7款共同事業拠出金において高額医療費共同事業医療費拠出金99万5,000円の増額と保険財政共同安定化事業拠出金1,545万5,000円の減額は、拠出金の確定に伴う補正でございます。

8款保健事業費において特定健康診査等委託料83万9,000円、特定健康診査情報提供委託料27万円の減額は、見込み件数の減少によるものでございます。

9款諸支出金において特定健康診査・保健指導負担金精算還付金40万円の増額は、事業確定に伴う還付金でございます。

歳入においては、ただいまご説明いたしました各事業の確定に伴う減額及び増額となっております。

次に、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。介護保険については、介護サービス事業勘定の財源更正であり、予算総額に変更はありません。

補正をいたします内容は、繰入金の補正で、デイサービスセンター外部改修事業で道補助金が20万円減額決定となったことから、一般会計繰入金を同額増額するものでございます。

次に、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,039万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,199万6,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において一般職給357万円と期末勤勉手当129万5,000円、共済組合負担金96万7,000円、退職手当組合負担金79万4,000円の減額は、職員人件費によるものでございます。同じく水洗便所改造等補助金637万5,000円の減額は、補助事業に伴うものでございます。同じく施設管理費において運転管理業務委託料1,060万8,000円、下水汚泥運搬業務委託料300万円、下水汚泥廃棄物処理業務委託料300万円の減額は、入札による執行残の減額でございます。

次に、2款事業費、下水道建設費において測量調査等委託料120万円、実施設計委託料280万円の減額は、予定事業量の減少によるものでございます。同じく公共下水道整備工事請負費3,278万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定額の減額に伴うものでございます。同じく水道管移設補償費200万円の減額は、補償工事の減少によるものでございます。

歳入につきましては、それぞれの事業で予定していた補助金や一般会計繰入金及び事業債等を減額するものでございます。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明申し上げます。

一般会計18ページをお開き願います。1款議会費において議員期末手当87万円の減額は、実績による執行残の減額でございます。費用弁償70万4,000円の減額は、会議等の減少によるものでございます。印刷製本費61万円の減額は、議会だよりの印刷ページ減少によるものでございます。

次に、2款総務費、企画費において臨時職員賃金149万円の減額は、まちづくり応援寄附金推進事業で予定していた臨時職員の応募がなかったため、減額するものでございます。記念品10万円の減額は、日本ハムファイターズ応援大使活用事業に伴う記念品の執行残の減額でございます。20ページをお開き願います。同じく企画費において環境配慮型設備等導入促進事業費補助金165万円の減額は、エコアイランド構想による補助申請見込みがないことによる減額でございます。民間賃貸集合住宅建設助成金2,000万円の減額は、実績による執行残の減額でございます。地域おこし協力隊活動費補助金20万円の減額は、協力隊の活動実績による執行残の減額でございます。まちづくり事業基金積立金116万円の増額は、入湯税収入相当分63万4,000円、商業複合施設収益分46万6,000円、寄附金収入6万円を基金に積み立てるものでございます。

支所費において通院等輸送業務委託料68万円の減額は、焼尻地区のリハビリ移送事業の実績による執行残の減額でございます。

交通安全対策費において交通指導員報酬65万4,000円の減額は、出勤実績による執行残の減額でございます。

22ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において保育士嘱託報酬136万8,000円の減額は、子ども発達支援センター保育士の中途退職による執行残の減額でございます。地域おこし協力隊員報酬300万円と特別旅費57万円、自動車借上料23万9,000円、研修負担金34万円の減額は、離島地区の福祉活動を目的とした2名、協力隊募集で応募がなかった1名と中途採用及び退職した1名の執行残を減額するものでございます。

介護福祉費において老人福祉施設措置費352万5,000円の減額は、措置対象者減少による執行残の減額でございます。介護保険事業特別会計繰出金20万円の増額は、デイサービスセンター外部改修事業の補助決定減額に伴う一般会計からの繰出金増額でございます。

24ページをお開き願います。児童福祉費において一時預かり事業業務委託料60万円の減額は、利用者の減少による減額でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金10

0万円の減額は、私立幼稚園の保育料軽減について実績による執行残の減額でございます。認定こども園施設型給付費負担金674万3,000円の減額は、保育士配置数が見込みよりも少なかったため、基準による加算がなく、減額するものでございます。放課後健全育成事業給付費負担金96万8,000円の減額は、利用日数の減少などによる執行残の減額でございます。

常設保育所費において臨時保育士賃金420万円と賄材料費150万円の減額は、園児数の状況から保育士2名の賃金及び賄い材料費を減額するものでございます。

児童措置費において扶助費807万5,000円の減額は、児童手当給付事業実績に伴う減額で、被用者児童手当で3歳未満139万5,000円の減額、被用者児童手当で3歳以上小学校修了前90万5,000円の減額、次のページをお開き願います。非被用者児童手当で3歳未満140万円の減額、非被用者児童手当で3歳以上小学校修了前616万円の減額、被用者児童手当で小学校修了後中学校修了前59万円の増額、非被用者児童手当で小学校修了後中学校修了前119万5,000円の増額となっております。なお、社会保険の対象となっている児童手当は被用者児童手当であり、社会保険以外の国民健康保険の対象となっている児童手当は非被用者児童手当となっております。

次に、4款衛生費、保健衛生費において特別旅費44万円と医師確保PR事業補助金120万円の減額は、内灘町や金沢医科大学との医療関係者との交流による医師確保PR事業を予定しておりましたが、実施できなかったことから、減額するものでございます。医師研究資金等貸付金862万5,000円と助産師看護師修学資金貸付金300万円の減額は、貸し付け実績に伴う執行残の減額でございます。次の助産師看護師修学基金積立金60万円の増額は、貸付金返還に伴う積立金の増額でございます。

28ページをお開き願います。健康センター運営費において股関節脱臼検診委託料34万4,000円の減額とがん検診委託料325万1,000円の減額、予防接種委託料1,148万7,000円の減額、保健指導業務委託料12万円の減額は、実績による執行残の減額でございます。妊婦・乳幼児健康診査扶助費116万9,000円の減額は、実績による執行残の減額で、任意予防接種扶助費157万4,000円の減額は、B型肝炎予防接種が定期予防接種に移行したことなどによる減額でございます。

環境衛生費において天売火葬場管理人報酬38万8,000円の減額は、管理人不在による減額でございます。天売墓地整備工事請負費58万1,000円の減額は、入札による執行残の減額でございます。合併処理浄化槽設置事業補助金126万3,000円の減額は、浄化槽整備見込み件数が当初見込みを下回ったことから、執行残を減額するものでございます。

30ページをお開き願います。塵芥処理費の説明をいたします。まず、し尿処理事業の補正ですが、光熱水費120万7,000円の減額と修繕料745万5,000円の減額、沈砂処理業務委託料245万2,000円の減額、活性炭交換業務委託料69万3,000円の減額、し尿処理事業負担金182万円の減額は、実績による執行残の減

額でございます。委託料において設計調査等委託料45万4,000円の減額は、旧一般廃棄物最終処分場適正化事業完了に伴う入札執行残の減額でございます。羽幌町外2町村衛生施設組合負担金2,999万円の減額は、広域し尿処理施設閉鎖等に伴い、構成市町村負担金が減額となったものでございます。

次に、6款農林水産業費、野生動物対策費において通信運搬費27万9,000円の減額は、天売島猫飼育ボランティア確保事業として実施した天売島への交通費助成の実績による執行残を減額するものでございます。天売海鳥保護対策業務委託料59万2,000円の減額は、ネズミ対策などにより野良猫捕獲がおくれたことから、執行残を減額するものでございます。

同じく水産業振興費において財源更正は、離島の海上輸送費等に対する離島活性化交付金の国庫補助金が21万1,000円増額決定となったことから、一般財源を同額減額するものでございます。

32ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において光熱水費46万6,000円の減額は、ハートタウンはぼろの電気料の執行残を減額するものでございます。中小企業振興資金利子補給金115万7,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。商工青年部地域活性化事業補助金21万円の減額は、商工青年部が北海道商工会連合会から補助金交付を受けたことによる減額でございます。雇用促進助成金216万円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

観光費において観光施設整備委託料83万8,000円の減額は、サンセットビーチの椰子の木街灯撤去業務で、劣化度合いから一部を残したことによる執行残の減額でございます。リバーサイド施設改修工事請負費1,200万円の減額は、サンセットプラザ地下ピット内配管改修工事の入札による執行残の減額でございます。

34ページをお開き願います。8款土木費、都市計画費において下水道事業特別会計操出金4,363万円の減額は、特別会計の事業費の減額に伴う操出金減額でございます。

住宅管理費において町営住宅修繕技術員嘱託報酬164万4,000円の減額は、正職員採用による減額でございます。公営住宅解体業務委託料104万円の減額と公営住宅整備工事請負費142万6,000円の減額、町有施設下水道接続工事請負費247万8,000円の減額は、入札による執行残の減額でございます。

同じく住宅建設費において公営住宅建設工事請負費1,325万9,000円の減額も、入札による執行残の減額でございます。

36ページをお開き願います。9款消防費において北留萌消防組合負担金1,372万7,000円の減額は、前年度繰越金の増額等に伴う負担金減額や高規格救急車装備品購入などの事業費確定による執行残の減額でございます。

10款教育費、事務局費において修繕料155万7,000円の減額は、天売地区教職員住宅の屋根補修を予定しておりましたが、施設全体の老朽状況から不使用としたも

のでございます。校用器具購入費41万4,000円の減額は、羽幌小学校で使用しているパソコンのうち2台更新予定でしたが、今後の全体の更新時期を考慮し、見送ったものでございます。

同じく教育振興費において教育支援員報酬136万6,000円の減額は、採用した教育支援員2名が町内在住者であったため、当初予定していた転入者用の家賃相当額を減額するものでございます。

38ページをお開き願います。小学校費において光熱水費100万円の減額は、水道使用料の実績による減額でございます。廃棄物処理業務委託料91万1,000円の減額と校用器具購入費75万円の減額は、羽幌小学校改築に伴う廃棄物処理業務委託費及び備品購入費の入札による執行残の減額でございます。

同じく教育振興費において要保護・準要保護児童学用品就学援助費97万円の減額と高度へき地修学旅行援助費11万5,000円、準要保護児童給食扶助費91万5,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

40ページをお開き願います。中学校費において要保護・準要保護生徒学用品就学援助費64万8,000円の減額と高度へき地修学旅行援助費5万4,000円の減額、準要保護生徒給食扶助費9万8,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

42ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において共済組合追加費用負担金492万9,000円の減額は、負担金の率改正による執行残の減額でございます。

次の43ページ、44ページにつきましては、給与費明細書の状況でございます。ごらんいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容でございますが、国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもって私からの説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第22号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）について歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号～議案第33号

○議長(森 淳君) 日程第25、議案第26号 平成29年度羽幌町一般会計予算、日程第26、議案第27号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第27、議案第28号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議案第29号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第29、議案第30号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第30、議案第31号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第31、議案第32号 平成29年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第32、議案第33号 平成29年度羽幌町水道事業会計予算、以上8件を一括議題とします。

これから各会計予算の提案理由の説明を求めるとします。

日程第25、議案第26号、日程第26、議案第27号、日程第27、議案第28号、日程第28、議案第29号、日程第29、議案第30号、日程第30、議案第31号、日程第31、議案第32号、日程第32、議案第33号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました平成29年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況については、消費や投資に力強さを欠くものの、雇用、所得環境は引き続き改善するなど緩やかな回復基調が続いておりますが、国では持続的な経済成長と一億総活躍社会の実現に向け、大胆な経済対策を講ずることとしております。このような中、国の平成29年度予算につきましては、昨年12月22日に閣議決定され、本年1月20日に国会に提出されました。その予算編成に当たり基本的な考えとして、経済の再生を最優先課題と位置づけた三本の矢を推進してきましたが、さらに新三本の矢に沿った施策を推進することが盛り込まれております。

第1の矢である戦後最大の名目GDP600兆円に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第2の矢である希望出生率1.8、第3の矢である介護離職ゼロに向けては、子育て、介護の環境整備等の取り組みを進め、国民一人一人の希望の実現を支え、将来への不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる取り組みが示されております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は8兆6,100億円で、前年度対比8,508億円、1.0%の増加となっており、地方交付税は1兆6,298億円で、前年度対比4,002億円、2.2%の減少、地方交付税の振りかえ措置として臨時財政対策債は4兆4,522億円で、前年度対比2,572億円、6.8%の増加となっております。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は2兆3,750億円で、前年度対比1,133億円、0.6%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般財源総額は6兆2,803億円となり、前年度対比4,011億円、0.7%の増加となっております。このような国の動向を踏まえた上で、羽幌町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や本年度策定した公共施設マネジメント計画等をもとに予算編成を行ったものであります。

まず、歳入については、主要な財源である地方交付税は、実績及び動向を考慮し見込むこと、自主財源である町税は、経済情勢を考慮しつつ、適正な滞納対策による徴収率の向上を図り、確実な収入を見込むものであります。また、後年度への財政負担を伴う町債の借入れは、新規発行の抑制により減少傾向ではありますが、有利な起債を優先し、事業内容に応じて借入れの判断を慎重にしたところであります。さらに、特別会計の基金繰り入れについては、制度に基づき繰り入れを行っており、一般会計においては特定目的基金を事業目的に応じて繰り入れし、財源不足については財政調整基金等の繰り入れを行っております。

次に、歳出ですが、経常経費については一定の予算枠を各課に配分し、その枠の範囲内で予算編成する枠配分方式を継続し、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性、金額などを査定する積み上げ方式により、次の方針に基づき予算編成しまし

た。1点目は、徹底した行財政改革であり、事業の成果や検証により必要性が低下した事業は廃止や縮小、凍結などを図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、公共施設の維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性、必要性、優先度を見きわめ、適切に予算に反映させることとあります。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小または廃止による財源確保を図りながら、財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであります。4点目は、町民の声、現場の声、住民ニーズへの対応であり、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、内容の的確な把握に努め、効果や必要性を十分精査した上で予算に反映させるものであります。5点目は、予算編成過程の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのか、事業の選択と優先順位をどのように意思決定したのか、わかりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要について申し上げます。予算の状況ですが、一般会計72億2,100万円と6つの特別会計を合わせた予算の総額は101億3,410万円で、前年度対比1億2,500万円、1.2%の減少となっております。

次に、歳入予算の主な概況ですが、地方交付税は30億6,000万1,000円、前年度対比4,696万3,000円、1.5%の減少を見込み、国庫支出金も羽幌小学校改築事業の減少により6億1,320万1,000円、前年度対比2億1,476万6,000円、25.9%の減少を見込んでおります。繰入金は6億6,622万1,000円、前年度対比2億5,556万円、62.2%の増加は、教育施設整備基金や財政調整基金、減債基金の増加によるものでございます。

歳出予算の状況で、経常費は総額48億9,599万3,000円、前年度対比2億937万4,000円、4.5%の増加で、臨時費では総額23億2,500万7,000円、前年度対比2億8,537万4,000円、10.9%の減少となっており、合計では7,600万円、1%の減少となったものでございます。

次に、29年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、移住定住促進事業として民間住宅の購入や民間賃貸集合住宅への補助を行い、シングルペアレント移住雇用マッチング事業により移住定住促進を図ります。また、都市間交流事業として、神奈川県海老名市と羽幌特産のエビつながりによる交流事業を実施し、海老名市を初めとする都市住民に羽幌町の魅力をPR、発信し、都市住民を羽幌町に誘引します。防災関連では、北海道の津波浸水予測の見直しに伴うハザードマップ更新を行い、防災用資機材の確保も図り、災害対策を充実させます。医療対策としては、医師確保対策事業や助産師、看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指すとともに、道立羽幌病院利用者の利便性向上のため、病院山側にバス待合所を設置します。ま

た、子供の疾病予防として実施しているおたふく風邪、ロタウイルス、インフルエンザの任意予防接種助成事業に継続して取り組みます。子育て支援対策としては、すこやか健康センター内に子育て支援センターを設置して、体制強化及び事業拡大を図ります。生活環境では、空き家の改修や解体への助成を行う空き家対策事業や既存住宅の改修に補助する住宅改修促進助成事業を継続し、生活環境の改善を図ります。道路関連では、道路ストック事業の結果を踏まえ、南6条通り舗装繕工事等を行い、橋梁長寿命化事業も計画に沿って継続して取り組みます。環境対策としては、新たに策定予定の羽幌町環境基本計画をもとに事業を進め、今年で開館20周年を迎える海鳥センター記念事業として、海鳥シアター映像更新や記念シンポジウムに補助します。次に、産業振興でございしますが、商工業においては、地域資源を活用した6次産業化促進事業や販路拡大支援事業、創業支援事業を継続し、新規事業として中小企業者の設備更新等の改修事業への補助や専門知識を向上させるための資格取得等への補助を設け、商工業振興の充実を図ります。農業振興においては、3年計画の2年目を迎えるアスパラ振興対策事業による品種更新を行い、畜産担い手育成総合整備事業により高台地区及び焼尻地区の草地改良事業に取り組み、農畜産物の品質向上による農業所得の向上を図ります。林業においては、森林の適正な管理を図るため、町有林整備事業や民有林除間伐奨励事業を継承し、水産業においては、後継者育成を図る新規就業者等育成事業や刺し網被害に対する支援を継続します。公園整備については、バラ園を再整備し、魅力ある場所、場面の提供を行い、子供たちが安心して遊べる環境づくりとして、農村公園に複合遊具施設を整備します。観光振興においては、観光事業を推進する観光協会や支部への補助を継続し、観光客の増加を図ります。教育関連では、今年度で最終年度となる羽幌小学校改築事業を実施し、学校図書館の充実を図るため、各学校の図書更新を図り、羽幌高等学校の魅力ある学校づくりへの支援として、通学定期券購入や入学準備費への補助を継続し、羽幌高等学校教育振興会補助事業の充実を図ります。また、体育施設管理運営対策として、エアロバイクや卓球台の更新を行い、施設の充実とスポーツ振興を図ります。そのほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただきまして、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計ですが、予算の総額は12億円で、前年度対比1億400万円、8%の減少となっております。これは、医療費の減少による保険給付費の減少が主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億1,900万円で、前年度対比60万円、0.5%の増加となっております。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。介護保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億6,000万円で、前年度対比1億円、10.4%の増加となっております。これは、保険事業勘定の保険給付費において要介護者の

増加等による介護サービス等給付費の増加が主な要因でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4億7,300万円で、前年度対比5,000万円、9.6%の減少となっております。これは、羽幌浄化センターの事業減少が主な要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,410万円で、前年度対比410万円、10.3%の増加となっておりますが、天売浄水場のテレメーター更新が主な要因でございます。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,700万円で、前年度と同額となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,418戸、年間総給水量は93万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,539万9,000円など、水道事業収益総額の2億4,076万2,000円に対し、支出では運転管理委託料など原水及び浄水費に5,357万9,000円、量水器取りかえ工事など配水及び給水費に3,146万2,000円、人件費等内部管理経費を計上する総務費に3,125万8,000円、減価償却費に5,484万9,000円、企業債利息に1,573万2,000円など、水道事業費用総額は1億9,958万8,000円を予定した結果、収支差し引き4,117万4,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に3,244万6,000円、企業債償還金に5,381万円で総額8,625万6,000円となりますことから、予定収入がありませんので、全額を損益勘定留保資金により補填しようとするものでございます。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存でございます。

以上が平成29年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算の概要でございますが、今後の行財政運営につきましては、我が町の基本計画となる羽幌町総合振興計画を基本としつつ、人口の将来展望を示す地方人口ビジョンを考慮し、羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略による地域活性化対策を推進し、今後の公共施設の方向性を定めた公共施設マネジメント計画により、適正な公共施設の維持管理に努め、これらを網羅した長期的な財政計画を作成し、羽幌町の身の丈に合った財政運営を目指し、将来にわたり健全な財政運営が堅持できるよう努めてまいり所存でございますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で平成29年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 以上で予算議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第33、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、平成29年度予算議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案について、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に8番、磯野直君、副委員長に5番、小寺光一君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算審議のため、これから3月10日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月10日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時30分）